

議案第 128 号 大津市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

議案第 128 号大津市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

資料の 2 ページをお願いいたします。

1 改正理由についてですが、令和元年 8 月に、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が施行され、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、条例の定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことが市町村の努力義務とされました。

本市では、これまで県や他市町の動向を注視してきましたが、令和 6 年 1 月 1 日の能登半島地震において災害関連死と認定された事例が多数あったこと等を踏まえ、今後、本市において災害が発生し、調査審議を要する事案が発生したときに、速やかに対応することができるよう、市条例の一部を改正するものです。

2 改正内容についてですが、第 16 条として、大津市災害弔慰金等支給審査委員会（以下、委員会）の規定を設けるものです。

3 ページをお願いいたします。

3 委員会による調査審議事項についてですが、災害弔慰金のうち、直接死ではなく、災害と死亡理由との関連性についての調査審議が必要なもの、いわゆる災害関連死が疑われるものと、災害障害見舞金のうち、災害と受傷した障害との関連性等についての調査審議が必要なものとなります。

4 委員会の概要についてですが、委員総数は5名、委員として委嘱する有識者は医師及び弁護士、委員の任期は3年、委員会は常設とし、開催方法は随時とすることを考えております。なお、令和7年度は、1回開催したいと考えております。

4 ページをお願いいたします。

5 第16条改正部分の抜粋についてですが、今回の一部改正により新たに設ける委員会の規定を記載させていただいております。

6 施行期日については、公布日としております。

説明は以上でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。